

【特集：おらほの農地集積】

「一地区一農場をめざして」 ～村ぐるみ型手法の導入～

ふるうら 古浦地区

1 地区の概要

事業名：県営ほ場整備事業(担い手育成型)	担い手農家戸数：1組織
関係市町村：松島町	担い手経営面積
関係土地改良区：宮城郡松島町手樽土地改良区	実施前：8.2ha
工期：H8～H14	H16実績：15.5ha
受益面積：26.8ha	農地集積率：57.8%
総事業費：1,322百万円	農地集積増加率：120.7%
農家戸数：21戸	



古浦地区は以前「あつめよう No.32」で、ほ場整備事業を契機に生産組織が設立され、新たにブロックローテーション方式による大豆の集団転作に取り組み安定した収量を確保していること。また、農作業受委託を中心に担い手への農地集積が定着しつつある中、さらなる営農の効率化を目指し、「一地区一農場構想」を推し進めようと地区内で検討が始まっているところまで紹介したが、平成16年4月より、社団法人宮城県農業公社の農地保有合理化事業の村ぐるみ型手法を導入したので、今回はその話題を中心に紹介する。

2 経緯

当地区は、平成8年に県営ほ場整備事業(担い手育成型)として採択を受け、事業を契機として平成10年4月に地域の担い手4名(うちオペレーター3名)により「古浦生産組合」が設立されると同時に、地区内において転作のあり方や農地集積に関する話し合いが重ねられ、大豆作付け地の集団化とブロックローテーション化を実現した。

平成14年には担い手集積シェア59.3%で事業完了を迎えた(完了時目標集積率53.0%)。

事業完了(換地処分)に伴い、大豆のブロックにかかってしまった人とそうでない人との格差などにより、せっかく築かれた調和が崩れることを懸念し、平成16年4月より、同地区において県農業公社による農地保有合理化事業を活用した村ぐるみ型手法導入に至った。

3 村ぐるみ型手法

この手法は、県農業公社が集落等の相当程度の農用地等を同時に一括借入れ、地区内の土地利用計画に沿って再配分(再貸付)するものである。

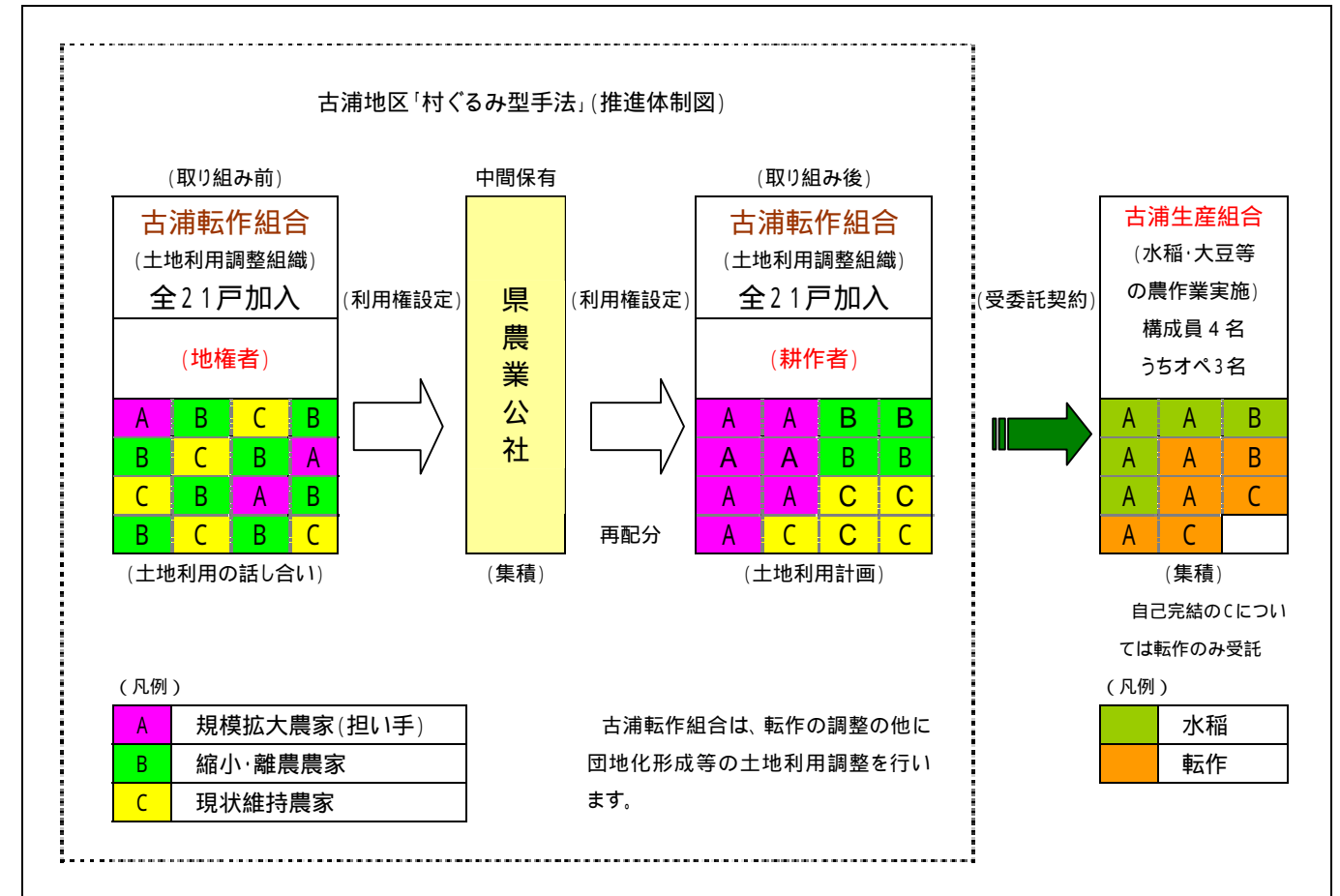
古浦地区の場合、まず地権者が県農業公社と平成16年より10年間の利用権設定を行い、その後、公社と耕作者の間で1年間の契約が締結され、再配分される形になっている。この時、地元の土地利用調整組織(古浦転作組合 全21戸参加)では、転作大豆のエリアを決めるとともに、担い手である古浦生産組合に作業委託を希望している人々を可能な限りまとめる(連担化する)ように調整を図っている。なお、転作については各人均等に配分され、それを集団転作地としてまとめる形をとっている。

4 村ぐるみ型手法導入の効果

導入してから、今年でまだ2年目ではあるが、この手法の効果としては以下のことがあげられる。

- ・地区の担い手である古浦生産組合が作業を行う集団転作地が生まれられるとともに、公社の借入期間が10年間と長期にわたることから、今後の担い手の経営計画がたてやすくなった。
- ・水稲作付け地の再配分については、担い手への作業委託を希望するものを極力まとめる方向で調整を実施しており、作業の効率化も図られている。

- ・自己完結志向農家については、ともすれば集積に関して「担い手のために、なぜ俺が協力しなければならないのか」となりがちであるが、希望どおりに作付けが可能となるため、スムーズな活動につながっている。

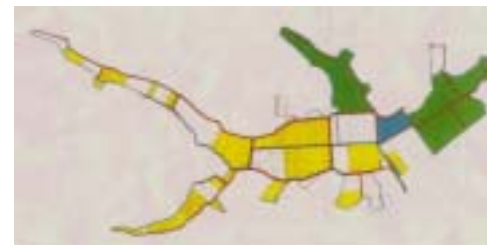


5 今後の課題

古浦生産組合の構成員4名は水田農業ビジョンの担い手ではあるが、認定農業者ではない。

今後はこの4名を認定農業者へ育成すること、もしくは、古浦生産組合を集落営農も視野に入れた法人にすることなどの検討が必要である。

現在のところは、転作地の集団化を第一の目的としているため、水稲での集団化が転作地に比べて進んでいない状況にある。今後、自己完結農家が出し手に移行する時期を見計らって水稲作付け地の担い手への利用権による集団化を進める必要がある。



<H16集積状況 緑色：大豆 黄色：担い手(古浦生産組合)の作業受託>



除草剤散布(大豆)



大豆生育状況

<問い合わせ先>

〒981-0215 宮城郡松島町高城字町10

松島町 産業観光課

TEL：022-354-5707 FAX：022-353-2041